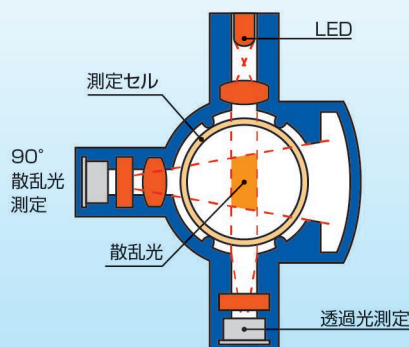




ポリスチレン濁度

平成15年、水道法水質基準に関する省令改正（厚生労働省令第101号）で平成16年4月1日から濁度標準物質に**ポリスチレン系粒子懸濁液（5種混合）**を適用し測定単位は**ポリスチレン濁度“度”**で表すことになりました。新バージョンの濁度計TR-55は改正水道法省令に対応したポリスチレン濁度仕様でお客様に御届けします。

この水道法改正による混合**ポリスチレン濁度標準液（度）**は従来のカオリン濃度標準液（度=mg/ℓ）に相当しますが、測定単位をmg/ℓで表すことができません。あくまでも測定単位は“度”です。
ポリスチレン濁度標準液は従来のフォルマジン濁度標準液とほぼ同等の安定性があり、校正値の再現性と信頼性が高く、標準液のバラツキが殆どありません。

散乱透過光測定方式

LED光源からの平行光束は濁度物質により減衰して透過光受光部に到達します。一方、光源に対して90°方向に配置された受光部は濁度物質により比例して発生した散乱光量を同時に測定して、低濃度から高濃度までの濁度を正確に測定することができます。
上水試験方法や工業用水試験法（K0101）に準拠した散乱透過光測定方式で微量濁度を高感度で測定できます。

3レンジ自動切換え測定

0~10.99/11.0~109.9/110~1100度

確実なゼロ校正

迷光のないゼロ校正セル
確実な0.00校正



ZERO



信頼の測定値

迷光のない測定セル
0.1度以下の分解能



MEAS



仕様

測定単位	“度”（5種混合ポリスチレン濁度標準） （オプション フォルマジン濁度“FTU”）
測定範囲	0~1100度 3レンジ自動切換え
最小表示	0.01度/0~10.99度 0.1度/11.0~109.9度 1度/110~1100度
測定精度	±2%以内（100度以下/FS） ±3%以内（1000度以下/FS）
応答時間	電源ON後5秒
自動電源断	測定値ホールド5秒間後オートパワーオフ
検水量	約10~15mℓ
電源	単4アルカリ乾電池（LR03×4ヶ DC6V）
重量	約310g
標準付属品	濁度計：TR-55本体（乾電池付）、濁度標準液：100度/10度各30mℓ 測定セル：4ヶ、取扱説明書、携行ケース
標準外付属品	混合ポリスチレン濁度標準液：100度、又は10度、各60mℓ 又は標準外仕様 フォルマジン濁度（FTU単位）

濁度、色度の適用用途と水質基準参考資料 平成14年9月現在資料

適用施設	項目	省令	水質基準値	
			濁度	色度
水道法水質基準 （浄水場、簡易水道、 受水槽等）	水道により 供給される水質 快適水質濃度	厚生省令第69号 平成4年12月 給水栓出口で 送配水施設入口で	2度以下	5度以下
			1度以下 0.1度以下	
水道施設の 技術的基準	ろ過後の水質	厚生省令第15号 平成12年2月		0.5度以下
浄水場	ろ過池出口 クリプトスピリジウム対策	厚生省令水248号 平成8年10月	0.1度以下	
公衆浴場	水質基準 レジオネラ症発生予防対策	厚生省令 平成12年12月	2度以下	5度以下
遊泳プール	衛生基準	厚生省令健発 774号 平成13年7月	2度以下 循環ろ過装 置の出口は 0.5度以下 （0.1度以下 が望ましい）	

⚠ 実際の試料水の濁度物質の色や粒子の大小、密度によっては測定方式の差で他の方式の濁度計と測定値が一致しない場合がありますが異常ではありません。